

あなたの借金、高い金利のままでもいいの？ さよならしよう！「消費者金融」と！

(サラ金等)

2009年
12月!

「改正貸金業法」が完全施行されます。 あなたは大丈夫？

2009年12月から2010年6月までに、「改正貸金業法」が完全施行されます。この法律が施行されると、消費者金融(サラ金等)業者が個人に貸付する場合、1社あたり50万円または総借入残高が100万円超となる貸付には年収等の資料の取得が義務づけられるほか、年収の3分の1を超える貸付は禁止されます。このため新規の貸付けが認められなかったり(貸し洗り)、これまで遅れることなくきちんと返済しているのに、突然まとまった返済をせまられる(貸しはがし)可能性があります。



※ 1社50万円又は総借入残高100万円を超える貸付は年収等の資料徴求により返済能力を調査。それに満たない場合は自己申告で返済能力を調査。

金利の差で返済総額はこれほど違う! 「えっ!こんなに利息を払ってるの?」

高い金利でも遅れることなくきちんと返済しているあなた。こんなに高い利息を払っているのをご存知ですか? このまま消費者金融(サラ金等)に高額な利息を払い続けていくのですか?

[100万円を元利均等払い5年で返済する場合]

	金利	毎月の返済金	5年間の返済総額
消費者金融(サラ金等)	28.835%	31,642円	1,898,520円 ▲667,500円
	18.0% ^{※1}	25,394円	1,523,640円 ▲292,620円
労金	8.5% ^{※2}	20,517円	1,231,020円



※1 10～100万円までの利息制限法制限金利(2009年12月予定の改正貸金業法完全実施のときには、この金利となります。)
※2 (参考)中央ろうきん・無担保特例借換ローン(2009年2月現在)

なんと!

28.835%では667,500円、
18.0%でも292,620円が **家計支援となります!**

「私は毎月きちんと返済している…」 ホントに大丈夫?

消費者金融(サラ金等)を利用している組合員のみなさん!高い金利で借りていることに疑問を感じたことはありませんか?残高がなかなか減らず、返済が生活の負担になっていませんか? 消費者金融(サラ金等)の利用者は1127万人(平成20年3月)です。そのうちサラリーマンは615万人。労働組合に加入している組合員の利用者は112万人と予測され、高い金利にも関わらず遅れることなくきちんと返済している組合員は92万人、3社以内でも74万人と予測されています(労金協会調べ)。消費者金融(サラ金等)はおしゃれなTVコマースを通じ、高利貸しのイメージを隠し、安易な借入れを勧めているのです。改正貸金業法の完全施行で、利息制限法の制限金利が下げられる予定とはいえ、15～20%という金利はまだ高すぎます。



いまこそ高い金利で生活の負担となっている「消費者金融(サラ金等)とさよなら」しましょう!

勇気を持って相談しよう! そろそろ低い金利に借り換えてみませんか?

さあ、今日から消費者金融(サラ金等)に別れを告げて、生活が楽になる返済方法を検討してみましょう。あなたが相談する勇気を持てば、きっと見つかるはず。3社程度の利用であれば、低い金利の融資に借り換えして一本化することで、借金完済に向けた計画が立てられます。そして「2度と消費者金融(サラ金等)からは借りない」という強い心を持ってください。

まずは、労働組合・ろうきんの窓口にご相談しましょう!

※ 消費者金融(サラ金等)にはクレジットのキャッシングも含まれます。